

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 総務部（総務課、人事課、情報政策課、契約検査課）
市民部（環境生活課、防災安全課、市民課、廃棄物対策課、
東日本大震災対策室、湊市民センター、大戸市民センター、
北市民センター、南市民センター、一箕市民センター、
東市民センター）
- 2 監査の期間 平成 23 年 12 月 5 日～平成 24 年 3 月 30 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 24 年 1 月 27 日（金）
備品調査日 平成 24 年 1 月 30 日（月）
対面監査日 平成 24 年 2 月 14 日（火）
- 4 監査の範囲 平成 23 年度（4 月～11 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為
票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

8 個別意見

総務部・市民部における「税外収入の債権管理のあり方」について意見を述べる。

今日、債権管理については、収入の安定確保をはじめとして、市民負担の公平性及び公正性を担保するうえで、重要な意義を有している。

今回、市有財産の土地賃貸借契約に基づく私債権である土地貸付収入及び会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく非強制徴収債権である清掃手数料に係る債権の保全、徴収体制等について、各法令に基づき、どのような工夫をこらして積極的に取り組みを行っているかを調査した結果、所見は次のとおりである。

(1) 土地貸付収入について

市有財産である土地の貸付料収入に係る未納額について、どのような対策を講じているのか確認したところ、滞納者の状況に応じて、電話連絡や個別訪問等による働きかけを行うことにより、納入につなげているとのことであった。

滞納者に対するきめ細やかな対応による成果として特筆すべきは、これまで、一度も時効の完成による不納欠損額が発生していないことである。私債権の管理として適切であり、一方では、近年、未納額が微増傾向にあることを踏まえ、今後も、引き続き未納額の縮小に向けて取り組まれない。

(2) 清掃手数料の未納対策について

清掃手数料の未納対策については、平成 22 年度会津若松市一般会計歳入歳出決算審査意見書において、徴収方法の検討等により、滞納整理対策の確立を図るよう述べたところである。

今般、平成 23 年 8 月 1 日より施行された「会津若松市し尿くみ取り手数料の滞納整理に関する事務取扱要綱」に基づく取り組みの状況について確認したところ、長期滞納者へのくみ取り方式の変更と、これに併せた納付交渉の徹底、さらに、これまで連絡のつかなかった滞納者について、納付相談の実施等、徐々に取り組みの成果が現れてきているとのことであった。

要綱に基づき、滞納者の状況に応じて段階的に具体的対策を講じることは、より効果的な滞納整理対策として期待されるものであることから、今後も、着実に取り組みを進められたい。